

## 飯山市情報通信施設条例（抜粋）

〔前略〕

第5章 放送番組審議会  
(審議会の設置)

第21条 市長は、情報通信施設の放送するテレビジョン番組（以下「放送番組」という。）の適正化を図るための諮問機関として、放送法第6条の規定により、飯山市放送番組審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (諮問及び答申事項等)

第22条 審議会は、次の各号に掲げる事項について市長の諮問に応じて調査審議し、市長に答申する。

- (1) 放送番組基準の制定又は改廃に関する事項
- (2) 放送番組の編成に関する基本計画の策定又は変更に関する事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、放送番組の適正化に関する重要事項

2 審議会は、前項の規定により調査審議した前項各号に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

## (審議会への報告)

第23条 市長は、次の事項について、審議会へ報告しなければならない。

- (1) 審議会が、市長の諮問に応じてした答申又は市長に対して述べた意見について市長が講じた措置の内容
- (2) 法令の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況
- (3) 放送番組に関して申出のあった苦情その他の意見の概要

## (放送番組基準等の公表)

第24条 市長は、審議会に関する次の事項をできるだけ多くの視聴者が知ることができる方法により公表する。

- (1) 放送番組基準
- (2) 審議会、市長の諮問に応じてした答申又は意見の内容その他審議会の議事の概要
- (3) 審議会が、市長の諮問に応じてした答申又は市長に対して述べた意見について市長が講じた措置の内容

## (組織)

第25条 審議会は、委員7人以上をもって組織する。

2 委員は、放送番組を視聴できる者のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委任)

第26条 第21条から前条までに定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は市長が別に定める。

〔以下略〕

## 飯山市情報センター放送番組基準

- 1 飯山市情報センターの放送は、文化の向上、公共の福祉、産業と経済の発展に役立ち、平和で豊かな地域社会の実現に寄与するため、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論及び表現の自由を守り、法と秩序を尊重して地域社会の信頼にこたえる放送を行う。
- 2 放送に当たっては、次の点を重視し、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに即時性、普遍性、多様性など有線テレビジョン放送の持つ特性を發揮し、内容の充実に努める。
  - (1) 的確な地域情報の提供
  - (2) 正確で迅速な放送
  - (3) 健全な娯楽
  - (4) 教育・教養の進展
  - (5) 児童及び青少年に与える影響
  - (6) 節度を守り、真実を伝える広告
- 3 次の基準は有線テレビジョン放送の番組及び広告などすべての放送に適用する。
  - (1) 人権・人格・名誉
    - ア 人命を軽視するような取扱いはしない。
    - イ 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なうような放送はしない。
    - ウ 職業を差別的に取り扱うことはしない。
  - (2) 人種・民族・国際関係
    - ア 人種的、民族的偏見を持たせるような放送はしない。
    - イ 国際親善を妨げるような放送はしない。
  - (3) 宗教
    - 宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し公正に取り扱う。
  - (4) 政治・経済
    - ア 政治上の諸問題は、公正に取り扱う。
    - イ 経済上の諸問題で、一般に重大な影響を与えるおそれのあるものについては、特に慎重を期する。
    - ウ 意見が対立している公共の問題については、正しい法的措置を妨げるような取り扱いはしない。
    - エ 現在、裁判にかかっている事件については、正しい法的措置を妨げるような取り扱いは

しない。

(5) 家庭と社会

- ア 家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。
- イ 公安及び公益を乱すような放送はしない。
- ウ 暴力行為は、どのような場合にも是認しない。

(6) 犯罪

- ア 犯罪については、法律を尊重し、犯人を魅力的に表現したり、犯罪行為を是認するような取り扱いはしない。
- イ 犯罪の手段や経過などについては、必要以上に詳細な描写をしない。

(7) 性表現

- ア 性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感じをいただかせないように注意する。
- イ 性衛生や性病に関する事柄は、医学上、衛生上、教育上必要な場合のほかは取り扱わない。
- ウ 一般作品はもちろんのこと、たとえ芸術作品でも、極度に官能的刺激を与えないように注意する。
- エ 性的犯罪・変態性欲・性的倒錯などの取り扱いは特に注意する。
- オ 全裸は原則として自主制作番組では取り扱わない。肉体の一部を表現するときは、下品・卑わいな感じを与えないように注意する。
- カ 出演者の言動・動作・舞踊・姿勢・衣裳・色彩・位置などによって、卑わいな感じを与えないように注意する。

(8) 表現

- ア わかりやすい表現を用い、正しい言葉の普及に努める。
- イ 下品な言葉使いはできるだけ避け、また、卑わいな言葉や動作による表現はしない。
- ウ 人心に恐怖や不安又は不快の念を起こさせるような表現はしない。
- エ 放送の内容や表現については、受信者の生活時間との関係を十分に考慮する。

(9) 広告

- ア 広告は、放送時刻を考慮し不快な感じを与えないように注意する。
- イ 広告はわかりやすく適正な表現を用い、視聴者に錯覚を起こさせるような表現をしない。

附 則

この基準は、平成14年3月7日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年12月2日から施行する。

## 放送番組の編成に関する基本計画

### 1 自主番組編成上の基本方針

今日、技術革新が進み、一般の情報ニーズも高まって、いわゆる高度情報社会となってきている。この中で、飯山市情報センターでは、CATVの使命、役割の位置づけを十分認識して、次のような方針で番組編成を行う。

- ①CATVがもつ社会性、公共性の意義を認識して、地域社会に貢献することを目指す。
- ②CATVの持つ地域性を反映させ、特色あるものとする。特に、当地域としては放送メディアは初めてであり、住民の参加、協力を積極的に図りたい。
- ③再送信チャンネルとの内容重複はできるだけ避ける。
- ④情報の選択性を重視し、コミュニティチャンネルのほか、専門チャンネルを設け一般のニーズに応える。
- ⑤CATVの健全な発展、維持の面から、堅実なステップを踏んで、無理のない形から出発する。

従って、具体的なチャンネルプランは次のとおりである。

- \*市民のチャンネル(自主放送) … デジタル121Ch
- \*情報チャンネル(天気) …… デジタル122Ch

### 2 自主番組編成プラン

#### ①市民のチャンネル(自主放送)

飯山市のトピックス、身近なニュース等を中心にコミュニティ情報チャンネルとして位置付け、市民参加性と市民開放チャンネルとする。市販のパッケージも調達し、教育・教養番組、市役所からのお知らせ、農業市況及び営農指導等の専門的な情報提供のチャンネルとして位置付け、福祉の向上と産業の活性化を図る。

#### ②情報チャンネル(天気)

きめ細かな気象情報の提供を行うことにより、催事等の日程調整や農業生産計画の樹立に寄与できるものとする。

### 3 放送内容一覧と使用周波数(チャンネル) …別紙のとおり

#### 附 則

この基本計画は、平成14年3月7日から施行する。

#### 附 則

この基本計画は、令和3年6月28日から施行する。



## 地上デジタル

ch	チャンネル	ch	チャンネル
1	NHK総合長野	6	信越放送
2	NHK Eテレ	8	長野放送
4	テレビ信州	12-1	市民チャンネル
5	長野朝日放送	12-2	お天気チャンネル

## BS

ch	チャンネル	ch	チャンネル
1	NHK BS	11	BS 11
4	BS 日テレ	12	BS 12 TwellV
5	BS 朝日	231	放送大学 BSキャンパスex
6	BS-TBS	260	J:COM BS
7	BS テレ東	263	BS 10
8	BS フジ	265	BS よしもと
9	WOWOW(有料)	531	放送大学 ラジオ
10	スターチャンネル(有料)		

## BS4K

ch	チャンネル	ch	チャンネル
1	NHK BS4K	6	BS TBS4K
4	BS 日テレ4K	7	BS テレ東4K
5	BS 朝日4K	8	BS フジ4K

## CATV

ch	チャンネル	ch	チャンネル
1	キッズステーション	7	アニマルプラネット
2	アニマックス	8	スカイA
3	ホームドラマチャンネル	9	ショップチャンネル
4	AXNジャパン	10	旅チャンネル
5	日本映画専門チャンネル	11	歌謡ポップスチャンネル
6	テレ朝チャンネル2	12	スペースシャワーTV
215	J sports4(有料)	226	衛星劇場(有料)
225	東映チャンネル(有料)	285	グリーンチャンネル(有料)

## FM再送信

周波数	チャンネル
82.80MHz	NHK-FM
81.80MHz	FM長野